

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けをもってこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

2 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第38条第1項の規定により、請求人に労働者災害補償保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。

本件の場合、郵便物等配達証明書（お問い合わせ番号○号）によれば、審査官の決定書の謄本が配達された日は、平成○年○月○日であり、本件再審査請求の請求期間は、当該配達された日の翌日から起算して60日目に当たる平成○年○月○日までとなる。同日が日曜日であり、行政機関の休日に当たることから、本件再審査請求の請求期間は同月○日までとなる。

しかるに、労働保険再審査請求書（以下「請求書」という。）を郵便により当審査会に提出したのは、請求書を郵送してきた封筒に貼付された料金証票によると、平成○年○月○日である。

したがって、本件再審査請求は、法定の請求期間を徒過してなされたものである。

3 ところで、労審法第38条第2項において準用する同法第8条第1項ただし書では、再審査請求が請求期間を徒過してされた場合においても、請求人が正当な理由により請求期間内に再審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない定められている。そして、当該ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつ

たであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならないものと解するのが相当である。

そこで、本件についてこれをみると、再審査請求代理人（以下「代理人」という。）は、平成〇年〇月〇日当審査会受付の文書において、要旨、「平成〇年〇月〇日に決定書を受領し、労働局へ再審査請求書の様式の送付を依頼した。請求人と今後の対応について協議したが、結論が出ないまま代理人はAへ海外出張になった。出張中に請求人と話し合い、再審査請求をすることで合意した。代理人の出張は、同年〇月〇日までの予定であったため、帰国後に再審査請求をすれば十分に間に合うと考えていた。ところが、同年〇月〇日に代理人の父の容態が急変したため、同月〇日にAから代理人の父が療養しているBへ、直接帰国した。同時に請求人もBへ向かい、看病を行うことになった。突然のことであり、再審査請求書を持参することができずにBに滞在することになった。その後、代理人の父の容態が安定したため、同年〇月〇日にCの自宅に戻り、再審査請求書を記入し、同年〇月〇日に再審査請求書を送付した。」と述べている。

しかしながら、請求人の述べる理由は請求人の個人的な事情にすぎず、少なくとも天災その他客観的にみて、一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りるような事情があったことについて疎明があったものとは認めることができない。

- 4 以上のとおりであるから、本件再審査請求は、請求期間を徒過してされており、その徒過したことについて「正当な理由」があることの疎明がないものと判断する。

したがって、本件再審査請求は、労審法第38条第1項の規定による請求期間を徒過した不適法なものであり、同法第50条において準用する同法第10条の規定により却下されるべきものである。

よって主文のとおり裁決する。